

南条郡合併協議会第8回会議

日 時 : 平成15年7月4日(金)

午後7時から

場 所 : 今庄町役場

南条郡合併協議会第8回会議次第

1 開 会

2 挨拶 南条郡合併協議会 会長 増澤 善和

3 報告事項

4 協議事項

協議第22号 新町将来構想について

協議第23号 議会議員の定数等に関する検討小委員会設置規程について

協議第24号 慣行の取扱いについて（協定項目18）

協議第25号 国際交流事業の取扱いについて（協定項目23-2）

協議第26号 広報広聴関係事業の取扱いについて（協定項目23-4）

協議第27号 町村立学校（園）の通学区域の取扱いについて（協定項目23-21）

5 その他

第9回会議の開催日について

平成15年8月28日（木）午後7時から

河野村役場 3階 ホール

6 閉 会

協議第 2 2 号

新町将来構想について

新町将来構想を別紙のとおり提案する。

平成 1 5 年 7 月 4 日 提出

南条郡合併協議会
会長 増澤善和

【参 考】

住民の皆さまへ

南条町・今庄町・河野村の合併に向けた新町将来構想の住民説明会開催のご案内

南条郡合併協議会

南条郡合併協議会では、南条郡3町村のこれまでのまちづくりの方針や、今年2月に実施しました「新しいまちづくりのための住民意向調査」でいただきました住民の皆さまからのご意向やご提案を踏まえ、南条町・今庄町・河野村の合併に向けた「新町将来構想」を策定しました。

「新町将来構想」の要点を簡潔にまとめた「新町将来構想の概要版(ダイジェスト版)」を3町村全世帯に配布させていただいています。

この「新町将来構想の概要版(ダイジェスト版)」に掲げています新町の将来像などについて住民の皆さまに深くご理解いただくとともに、この将来構想をもとに、今年末までに作成する新町建設計画へのご意見をお聞きするために、下記の日程・会場におきまして住民説明会を開催します。

「新町将来構想」と「新町建設計画」の違いは？

今回、皆さまにお示した「新町将来構想」とは、南条町・今庄町・河野村が合併した場合の新しい町の将来の方向性について定めたものです。

また、今後作成する「新町建設計画」とは、今回ご説明する「新町将来構想」をもとに、新町における住民サービスや、具体的な事業を掲載するものです。年内の作成を目指しており、住民の皆さまには、改めて「新町建設計画」に関します住民説明会を開催し、ご説明させていただく予定です。

開催日時と開催場所

南条町			今庄町			河野村		
開催日	時間	開催会場	開催日	時間	開催会場	開催日	時間	開催会場
7月23日 (水)	19:30~ 21:00	阿久和区民 センター	8月4日 (月)	19:30~ 21:00	湯尾生活改善 センター	8月8日 (金)	19:30~ 21:00	甲楽城地区 公民館
7月24日 (木)	19:30~ 21:00	上別所集落 センター	8月5日 (火)	19:30~ 21:00	ふるさと交流 センター	8月10日 (日)	19:30~ 21:00	糠地区 公民館
7月25日 (金)	19:30~ 21:00	上野生活改善 センター	8月6日 (水)	19:30~ 21:00	今庄町住民セ ンター	8月11日 (月)	19:30~ 21:00	河野村住民 センター
7月31日 (木)	19:30~ 21:00	保健福祉 センター	8月7日 (木)	19:30~ 21:00	鹿蒜地区公民 館	8月12日 (火)	19:30~ 21:00	河野村桜橋 体育館
8月1日 (金)	19:30~ 21:00	役場別館	8月9日 (土)	19:30~ 21:00	農村環境改善 センター	/		

住民の皆さまの積極的なご参加をお待ちしています。

お問い合わせ 南条町役場南条郡合併対策室 今庄町役場南条郡合併対策室 河野村役場市町村合併対策室
南条郡合併協議会(電話 47-8410 e-mail n-gappei@nik-g3.jp)

協議第23号

議会議員の定数等に関する検討小委員会設置規程について

議会議員の定数等に関する検討小委員会設置規程を別紙のとおり協議する。

平成15年7月4日 提出

南条郡合併協議会
会長 増澤善和

議会議員の定数等に関する検討小委員会規程（案）

（設置）

第1条 南条郡合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第1項の規定に基づき、南条郡合併協議会（以下「協議会」という。）に議会議員の定数等に関する検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、南条町、今庄町、河野村が合併した場合における議会議員の定数及び任期等の取扱いに関し、協議会から付託された事項について、調査、審議等を行うものとする。

（組織）

第3条 小委員会は、規約第7条第1項第2号に定める委員6人及び同項第3号に定める委員6人をもって組織する。

（役員）

第4条 小委員会に、次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 2名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（関係職員等の出席）

第6条 委員長は、必要に応じて関係職員等の会議の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における調査又は審議の経過及び結果を、会長に報告するものとする。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月4日から施行する。

議会議員の定数等に関する検討小委員会概要（案）

- 1 名 称 議会議員の定数等に関する検討小委員会
- 2 設置年月日 平成 15 年 7 月 4 日
- 3 目 的 新町の議会の議員の定数等に関して調査、審議等を行う。
- 4 任 務 新町の議会の議員の定数等（定数、任期）を決定するにあたり、方針（案）を策定する。
- 5 委員構成 小委員会の委員は、南条郡合併協議会規約第 7 条第 1 項第 2 号、同項第 3 号に規定する委員の内から、会長が指名した 12 名をもって組織する。
- 6 委員長等 選任方法は委員の互選とし、委員長の他に副委員長 2 名を置く。
- 7 協議事項

（ 1 ）制度適用の選択

地方自治法および公職選挙法の原則を適用する。

議会の議員の定数に関する特例を適用する。

定数特例を適用した場合の議員の定数
特例適用理由および定数設定理由

議会の議員の在任に関する特例を適用する。

在任特例を適用した場合の期間
特例適用理由および期間設定理由

（ 2 ）新町の議会の議員の定数

定数
定数設定理由

（ 3 ）その他

協議第24号

慣行の取扱いについて（協定項目18）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 町章については、合併時までに公募し、定めるものとする。
- 2 町民指標、町の花・木等については、新町において定めるものとする。
- 3 各種宣言については、新町において定めるものとする。
- 4 表彰制度については、新町発足後において新たな制度を創設するものとする。ただし、現在の名誉町民は新町に引き継ぐものとする。

平成15年7月4日提出

南条郡合併協議会
会長 増澤善和

南条郡合併協議会の調整内容

協議事項	18 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>1 町章については、合併時までに公募し、定めるものとする。</p> <p>2 町民指標、町の花・木等については、新町において定めるものとする。</p> <p>3 各種宣言については、新町において定めるものとする。</p> <p>4 表彰制度については、新町発足後において新たな制度を創設するものとする。ただし、現在の名誉町民は新町に引き継ぐものとする。</p>		

現 況			調整の具体的内容
南条町	今庄町	河野村	
<p>【町章】</p> 	<p>【町章】</p> 	<p>【村章】(昭和41年4月5日)</p> 	<p>合併時までに公募し、定めるものとする。</p>
<p>【町民指標】</p> <p>自分をみがこう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体をきたえ強調の心をやしなおう ・趣味や教養をたしかめよう ・働くことを大切にし人としての生き方をふかめよう ・一人一人研究をもとう <p>よい家庭にしよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の一人としての自覚をもち協力しよう ・感謝の心をやしないやすらぎの場をつくらう ・家庭での話し合いの場を大切にしよう ・両隣りを大事にしよう <p>住みよい南条町にしよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりにすすんで参加しよう ・話し合い助け合いの活動を大事にしよう ・自分のもっている特技、技術、能力を地域に役立てよう ・自分の住んでいる集落を自慢できるものにしよう 	<p>【町民指標】(昭和60年6月15日制定)</p> <p>わたくしたちは 豊かな自然の中で強くたくましく生きぬいてきた今庄町の町民です ふるさとを愛し 住みよい生きがいのある町づくりをめざしてここに町民指標を定めその実現につとめます</p> <p>健康で明るい町 今庄 協力しきまりのある町 今庄 親切で愛情の町 今庄 清潔で美しい町 今庄 文化をそだてる町 今庄</p>	<p>【村民指標】(昭和52年3月2日制定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 だれでも住みたくなる良い環境 1 だれとでも話し合える豊かな心 1 だれからも愛される人間性 1 だれでもうらやむたくましいからだ 1 だれにでも自慢できるきれいな海 	<p>新町において定めるものとする。</p>

現 況			調整の具体的内容
南条町	今庄町	河野村	
【町の木・花】 該当なし	【町の木・花】 町の木：栃の木（昭和60年6月15日制定） 町の花：しゃくなげ	【村の木・花】 村の木：クロ松（昭和52年1月制定） 村の花：水仙（昭和52年1月制定）	新町において定めるものとする。
【宣言】 ・交通安全の町（昭和51年4月6日）	【宣言】 ・「お年寄りに優しいまちづくり交通安全宣言」の決議（平成9年6月26日定例会） ・「シートベルト着用日本一今庄町」運動をめざす決議（平成8年12月20日定例会） ・交通マナー日本一今庄町をめざす決議（平成6年6月22日定例会）	【宣言】 該当なし	新町において定めるものとする。
【顕彰】 南条町顕彰条例 町長が議会の同意を得て決定 方 法：毎年1月に行う 顕彰状および銀杯を授与 【その他の表彰】 種 類：町長表彰、功労表彰、善行表彰 方 法：表彰状を授与	【表彰】 今庄町表彰規程 種 類：功労表彰、善行表彰 審査委員：町長、助役、収入役、教育長、総務課長 方 法：表彰状及び銀杯を授与 毎年11月3日文化の日に行う	【表彰】 河野村表彰条例・同規則 種 類：功労表彰、善行表彰 審査委員：6名(村長、村議会議長、村教育委員会教育長、審査開催の都度、村長が適当と認め委嘱した者3名) 方 法：表彰状及び銀杯を授与	新町発足後において新たな制度を創設するものとする。
【名誉町民】 南条町名誉町民条例 目的：社会文化の興隆に功績のあった者に対してその功績をたたえ町民敬愛の対象として顕彰することを目的とする 方法：町長が町議会の同意を得て推挙し南条町名誉町民章を贈呈する	【名誉町民】 今庄町名誉町民条例 目的：社会文化の興隆に功績のあった者に対してその功績をたたえ町民敬愛の対象として顕彰することを目的とする 方法：町長は、議会の同意を得て推挙顕彰し今庄町名誉町民章を贈呈する	【名誉村民】 該当なし	新町発足後において新たな制度を創設する。ただし、現在の名誉町民は新町に引き継ぐものとする。

協議第25号

国際交流事業の取扱いについて（協定項目23 - 2）

国際交流事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

継続している交流事業については新町に引き継ぐものとし、必要に応じ新町移行後、調整する。

平成15年7月4日提出

南条郡合併協議会
会長 増澤善和

南条郡合併協議会の調整内容

協議事項	23 各種事務事業の取扱い	関係項目	23 - 2 国際交流事業の取扱いについて
調整の内容	継続している交流事業については新町に引き継ぐものとし、必要に応じ新町移行後、調整する。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	南条町	今庄町	河野村	
国際交流団体	<p>【名称】 南条町国際交流協会</p> <p>【事業概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際交流の振興に関すること 2. 国際交流についての情報収集、調査研究、広報に関すること 3. 国際交流についての講演、研修、催事等の実施に関すること 4. 諸外国との文化交流、スポーツ交流に関すること 5. 国際交流の推進に関すること <p>【平成 14 年度の活動内容】 主な活動 なし</p> <p>【補助金額】 予算額 200 千円 (ただし平成 14 年度は実績なし)</p>	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐ。

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	南条町	今庄町	河野村	
国際交流の沿革	<p>サッカー交流事業 南条町国際交流協会とドイツの交響楽団の交流が縁で、平成5年に、ドイツ レーラッハ市とのサッカー交流が実現</p> <p>第1回目訪独 平成5年12月22日 ～平成6年1月1日 参加者 小中学生他 計39人</p> <p>第2回目訪独 平成10年4月1日～8日 参加者 南条町スポーツ少年団員 南条町サッカー協会他 計50人</p> <p>花はず関係訪中事業 花はず公園の整備の際に花はずの品種の入手や栽培方法の研修が必要なときに、中国浙江省杭州市にある園林文物管理局を友好訪問し、花はず品種の受領・栽培方法の研修を受ける</p> <p>最近の訪中 平成13年4月3日～6日 受領品種 7品種</p>	<p>今庄町青少年友好訪中事業 今庄中学校2年生による中国北京市 月壇中学校との交流、中国の一般家庭でのホームステイ、中国の歴史的文化的遺産の見学等</p> <p>平成3年度から平成13年度まで、11年間にわたり継続し、延べ約480名が中国を訪問してきたが、平成14年度から中止している。</p>	<p>該当なし</p>	<p>新町において必要に応じて検討していく。</p>

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	南条町	今庄町	河野村	
青年壮年国内外研修 派遣事業(人材育成)	<p>【内容】 公的機関主宰の研修事業参加旅費の補助</p> <p>【補助率】 成人 県補助残の1/3以内 学生等 県補助残の1/2以内 補助限度額 150,000円</p> <p>【対象となる研修】 国際青年の翼、国際女性の翼、近畿青年洋上大学、福井県高等学校生徒国際交流事業</p> <p>【実績】 平成13年度 1名 平成14年度 1名</p>	<p>【内容】 公的機関主宰の研修事業参加旅費の補助</p> <p>【補助率】 県補助残の1/2以内 補助限度額 なし</p> <p>【対象となる研修】 国際青年の翼、国際女性の翼、近畿青年洋上大学</p> <p>【実績】 平成13年度 2名 平成14年度 1名</p>	<p>【内容】 公的機関主宰の研修事業参加旅費の補助</p> <p>【補助率】 県補助残の1/2以内 補助限度額 なし</p> <p>【対象となる研修】 国際青年の翼、国際女性の翼、近畿青年洋上大学</p> <p>【実績】 平成8年度以降 実績なし</p>	合併時に南条町の制度に統一する。

協議第26号

広報広聴関係事業の取扱いについて（協定項目23-4）

広報広聴関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 広報紙については、新町においても毎月発行することとし、発行日は毎月1日とする。
- 2 ホームページについては、合併後に開設する。
- 3 町勢要覧については、新町において本編及び資料編を作成する。
- 4 その他の広報広聴関係事業については、新町において調整する。

平成15年7月4日提出

南条郡合併協議会
会長 増澤善和

南条郡合併協議会の調整内容

協議事項	2 3 各種事務事業の取扱い	関係項目	2 3 - 4 広報広聴関係事業
調整の内容	<p>1 広報紙については、新町においても毎月発行することとし、発行日は毎月1日とする。</p> <p>2 ホームページについては、合併後に開設する。</p> <p>3 町村勢要覧については、新町において本編及び資料編を作成する。</p> <p>4 その他の広報広聴関係事業については、新町において調整する。</p>		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	南条町	今庄町	河野村	
広報紙の発行	<p>【広報なんじょう】</p> <p>発行：毎月1日発行 作成部数：1850部/月 配布方法：毎月最終金曜日に区長を通じて配布</p>	<p>【広報いまじょう】</p> <p>発行：毎月20日発行 作成部数：1850部/月 配布方法：毎月20日に区長を通じて配布</p>	<p>【広報こうの】</p> <p>発行：毎月1日発行 作成部数：1000部/月 配布方法：毎月1日に区長を通じて配布</p>	新町においても毎月発行することとし、発行日は毎月1日とする。
ホームページの公開	<p>【南条町の公式ホームページ】</p> <p>平成15年4月開設 http://www.town.nanjyo.fukui.jp/ ホームページの保守管理：職員が直接ページを作成しUPする部分と業者委託する部分がある</p>	<p>【今庄町の公式ホームページ】</p> <p>平成15年2月開設 http://www.town.imajyo.fukui.jp/ ホームページの保守管理：必要な時期に職員が直接ページを作成しUPする部分と業者委託する部分がある</p>	<p>【河野村の公式ホームページ】</p> <p>平成13年10月リニューアル開設 http://www.vill.kono.fukui.jp/ ホームページの保守管理：毎月担当職員が直接ページを作成しUPしている</p>	合併後に開設する。
町村勢要覧	<p>【町勢要覧】</p> <p>内容：本編、資料編 発行：5年に1回作成</p>	<p>【町勢要覧】</p> <p>内容：本編、資料編 発行：4年に1回作成</p>	<p>【村勢要覧】</p> <p>内容：資料編 発行：3年に1回作成</p>	新町において本編及び資料編を作成する。
広聴関係	<ul style="list-style-type: none"> ・町政に関する苦情・要望の受付、処理 ・相談受付・処理 ・県政広聴員制度（年2回） ・県政青年フォーラム推進員制度 ・県政バス 	<ul style="list-style-type: none"> ・メールでの町民の声募集 ・電子フォーラムの開催（ネット上意見交換） ・県政広聴員（年2回） ・県政バス（年1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県政広聴員（年2回） ・県政バス（年1回） 	新町において調整する。

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	南条町	今庄町	河野村	
行政相談	<p>【行政相談】(年1回、11月実施) 時間：13:00～16:00 場所：保健福祉センター</p> <p>【心配ごと相談】(年間、毎週水曜日) 時間：13:00～15:00 場所：保健福祉センター</p>	<p>【行政相談】(年4回実施) 時間：13:30～16:00 場所：今庄町役場</p>	<p>【行政相談】(月2回) 時間：13:30～15:30 場所：住民センター</p> <p>【人権擁護相談】(年1回、12月実施) 時間：13:30～16:00 場所：住民センター</p>	新町において調整する。

協議第 27 号

町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて(協定項目 23 - 21)

町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて、次のとおり提案する。

町村立学校(園)の通学区域については現行のとおり新町に引き継ぐものとし、必要に応じて新町移行後、検討する。

平成 15 年 7 月 4 日提出

南条郡合併協議会

会長 増澤善和

南条郡合併協議会の調整内容

協議事項	23 各種事務事業の取扱い	関係項目	23 - 21 町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて
調整の内容	町村立学校(園)の通学区域については現行のとおり新町に引き継ぐものとし、必要に応じて新町移行後、検討する。		

現況				調整の具体的内容
	南条町	今庄町	河野村	
幼稚園 (H15.5.1現在)	南条幼稚園 園児数 48人 通学区域 南条町全域	今庄幼稚園 園児数 20人 通学区域 今庄 堺幼稚園 園児数 8人 通学区域 合波、大門、孫谷、板取、荒井、八飯、宇津尾、橋立、広野	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐこととし、必要に応じて新町移行後、検討する。
小学校 (H15.5.1現在)	南条小学校 児童数 380人 通学区域 南条町全域	今庄小学校 児童数 197人 通学区域 久喜、長沢、馬上免、古木上温谷、小倉谷、瀬戸、杉谷、柚木俣、今庄、南今庄、新道、大桐、二ツ屋、合波、大門、孫谷、板取、荒井、八飯、宇津尾、橋立、広野 湯尾小学校 児童数 108人 通学区域 湯尾、八乙女、燧、社谷	河野小学校 児童数 122人 通学区域 河野村全域	
中学校 (H15.5.1現在)	南条中学校 生徒数 213人 通学区域 南条町全域	今庄中学校 生徒数 149人 通学区域 今庄町全域	河野中学校 生徒数 67人 通学区域 河野村全域	